



02JFIA第178号

令和2年7月17日

一般社団法人 日本加工食品卸協会
会長 國分 晃 様



令和元年度「食品産業における取引慣行の実態調査」について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より当センターの活動にご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます

平成17年に、「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」（大規模小売業告示）が告示、施行されるとともに、その「運用基準」が公表され、流通、納入取引の実態に即した、取引上の地位の不当利用を規制する新たなルールが定められました。

当センターでは、従来から、いわゆる大規模小売店の優越的地位の濫用による不公正な取引が生じないように、実態調査を通じて濫用行為の是正に取り組んでまいりました。

令和元年度は、本年2月に平成30年度と同様に上記告示に示された考え方に即して調査を実施し、その結果をこの度「食品産業における取引慣行の実態調査」として取りまとめましたので、ご報告申し上げます。

その結果によれば、全体的には要求・要請は前回調査と比較して、ほぼ同じかわずかな増減に留まっており、いくつかの問題点が指摘されております。今後、さらに期待を持って取引慣行の改善に取り組んでいきたいと考えております。

貴会及び貴会会員におかれましては、これまでも独占禁止法遵守のため、仕入担当者等への周知徹底等に努められており、当センターとして改めて感謝申し上げますところではありますが、今後とも、今回の調査の趣旨と結果をご理解のうえ、傘下の会員各社に対し、不公正な取引が行われることのないようご協力とご指導を賜りたく、お願い申し上げます。

令和2年7月17日

令和元年度食品産業における取引慣行の実態調査について

一般財団法人 食品産業センター
企画調査部

食品産業センターでは、平成7年からほぼ毎年食品産業における取引慣行の実態調査を行っている。令和元年度においても、本年2月に、食品製造事業者へのアンケートによって、食品産業における取引慣行の実態調査を実施した。

1. 調査期間：令和2年2月
2. 調査対象：食品製造業1,700社
(株式会社東京商工リサーチデータより抽出)
3. 有効回答：298社（有効回答率17.5%）
4. 調査項目：
 - (1) 協賛金負担の要請について
 - (2) センターフィー負担の要請について
 - (3) 従業員派遣の要請について
 - (4) 不当な値引き・特売商品等の買ったたき等について
 - (5) 過度の情報開示の要求について
 - (6) プライベート・ブランド（PB）商品に関する要請について
 - (7) 消費税率引上げに係る要請について
 - (8) 独占禁止法改正について
 - (9) 全体を通じて
5. 公表日時：令和2年7月22日（水）15時

・報告書の内容について、農林水産省、公正取引委員会、経済産業省および流通関係団体（9団体）に説明を行うとともに、優越的地位の濫用による取引慣行の改善について指導・協力要請を行う予定。

・また、平成19年度より報告書の全文を、当センターのホームページで公開している。令和元年度調査報告書についても、ホームページで公開する予定であるので、ご活用いただきたい。

食品産業センターホームページ：<https://www.shokusan.or.jp/>

・なお、本調査報告書では、回答企業から寄せられた意見をほぼそのまま紹介しており、それぞれの回答企業が流通からの要請をどのように受け止めているのかという視点でお読みいただきたく存じます。

(参考：公正取引委員会による関連資料)

* 公正取引委員会ホームページ

<https://www.jftc.go.jp/>

* 「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」告示（平成17年5月）

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/tokuteinounyu.html>

* 「『大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法』の運用基準」（平成23年6月改正）

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/daikibokouri.html>

* 「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（平成29年6月改正）

https://www.jftc.go.jp/hourei_files/yuuetsutekichii.pdf

* 「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方」の改正について（平成31年3月）

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/mar/190329.html>

* 「新型コロナウイルス感染症拡大に関連する下請取引Q&A」

<https://www.jftc.go.jp/oshirase/coronashitaukeqa.html>

(参考：農林水産省による関連資料)

* 「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律に基づく『食品等流通調査』について」

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/ryutu/kouzou_kaizen/ryutsu_chosa.html

以 上

令和2年7月17日

令和元年度食品産業における取引慣行の実態調査報告書のポイント

一般財団法人 食品産業センター
企画調査部

今回の調査報告書のポイントは以下のとおりです。

- 1 前回調査と比較して、一概に不当とは言えない（1）協賛金負担の要請、（2）センターフィー負担の要請、（3）従業員派遣の要請はほぼ同じかわずかに増加した。一方、不当と思われる（4）不当な値引き・特売商品等の買ったたき等、（5）過度の情報開示の要求についてはわずかにやや減少した。
- 2 要求、要請への対応については、全ての項目で「ほとんど応じていない」＋「全く応じない」が減少し、「ケースバイケースで応じている」が増加した。特に、不当な値引き・特売商品等の買ったたき等については、「全く応じない」＋「ほとんど応じていない」が大幅に減少し、「ケースバイケースで応じている」が大幅に増加した。
- 3 （2）センターフィー負担の要請の項目では、「センターフィーを負担している」との回答が前回調査と比較してわずかに増加（40.8%→41.8%、+1.0%）した。また、前回調査から調査項目に入れた実質センターフィーを別の名目での要請の有無については「あった」との回答が7.1%あり、前回調査よりわずかに増加（+2.6%）した。また、別の名目での要請にも拘わらず、6割以上が「ケースバイケースで応じている」状況が窺えた。
- 4 （5）過度の情報開示の要求の項目では、ノウハウ等を含む過度に詳細な情報・社外秘情報などの要求を受けたことが「あった」との割合は年々減少傾向であり、今回調査でもわずかに減少した（9.9%→9.5%→7.0%）。一方、要求への対応については「すべて応じざるを得ない」＋「ほとんど応じている」、「ケースバイケースで応じている」が大幅に増加した。
- 5 （6）プライベート・ブランド（PB）商品に関する要請については、PB商品市場が拡大するなか、製造受託が「あった」とする事業者の割合はやや増加した（62.8%→65.1%→69.5%）。また、製造受託が「あった」と回答した事業者のうち、不当であると感じる要請が「あった」とする割合は年々減少していたが、今回調査ではやや増加した。（12.9%→12.4%→17.0%）。

6 事業者の資本金規模別分析では、前回調査と同様に(1) 協賛金負担の要請、(2) センターフィー負担の要請、(3) 従業員派遣の要請について、大規模事業者ほど各項目の要請を受ける割合が多く、逆に小規模事業者は要請を受ける割合は少ないものの、要請を受けた場合は応じざるを得ない実態が窺われた。

7 平成21年の独占禁止法の改正により、「優越的地位の濫用」行為が課徴金の対象とされていることを知っている事業者の割合は前回調査までの3年は同じ水準に留まっていたが、今回調査でわずかに上がった(+1.5)。今後とも「大規模小売業告示」と併せて、本調査結果報告の機会をとらえた継続的な制度の周知に向けた取組が必要と考える(58.9%→59.0%→58.1%→59.6%)。

(まとめ)

今回の調査結果では、全体的にみると要求・要請は前回調査と比較して、ほぼ同じかわずかな増減に留まっており、取引慣行の改善の進捗は遅々としている。また、要求・要請があった場合は、全ての項目で応じていない割合が減少し、ケースバイケースで応じている割合が増加した。また、個々の回答事例からは、多くの問題、解決すべき課題があることが窺われる。

本調査結果等を踏まえ、商談や事前協議・説明の徹底等関係者全員の一層の努力により、更なる改善が必要と考える。